

令和3年度

鎌ヶ谷市

空き店舗活用補助金

店舗改装費等の総額

100

万円

を鎌ヶ谷市が
サポート！

あなたの夢を
応援します！

対象経費の2分の1以内（上限100万円）

空き店舗活用補助金とは？

商店街の空き店舗を活用し、集客が見込める店舗を開業する場合、店舗改装費等の一部を補助します。

※対象者…市内（市外）在住の個人、市内（市外）を本店所在地とする法人



申請期間

令和3年5月17日～令和4年1月28日

補助金枠が無くなり次第終了！



実績報告書の提出は、2月末日までをお願いいたします。

〔空き店舗の定義〕

- 本市の区域内に所在する店舗であること
- 過去に店舗として営業していた実績があり、3月以上営業が行われていないこと
- 地上1階又は2階に所在する店舗であること
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗に該当しない店舗であること

お申込み

申請書などの必要書類を商工振興課の窓口へお持ちください。必要書類は市HPからダウンロードできます。

お問合せ

鎌ヶ谷市役所 商工振興課

電話：047-445-1240

メール：syoukou@city.kamagaya.chiba.jp



過去2カ年度で4店舗が補助金を使って開業！



ASSIST 指導学院
(鎌ヶ谷南初富校)

南初富5-9-38-103

〔対象経費〕

- 内装・外装工事
- 給排水衛生設備工事
- 空調設備工事
- サイン工事
- 電気照明工事
- 備品購入費 等



なごみハウス

東中沢3-35-2



配食のふれ愛鎌ヶ谷店

東初富3-1-5



TSUKI CURRY &
NAAN HOUSE

中央2-2-16

《注意事項》 店舗改装工事や備品購入前に、必ず補助金の交付決定を受けてください。

補助金申請の流れ

市へ補助金申請の事前協議

※改装済みの店舗は、補助の対象となりません。

市へ**交付申請書**を提出

申請者へ**交付決定**

市へ**実績報告書**を提出（工事完了及び店舗開店）

店舗開店までに、市の
商工会・商店会に加入
していただきます。

決定者へ**確定通知**

市へ**請求書**を提出

補助金の**振込**

事前に、千葉県産業振興
センターでアドバイスを
いただきます。